

令和6年10月1日

特別養護老人ホーム等々力の家 運営規程

1. 事業所の名称・目的および運営方針等

(目的)

この規程は、社会福祉法人奉優会が開設する特別養護老人ホーム等々力の家（以下、「施設」という）が行う指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と老人福祉法及び介護保険法に基づき「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」及び「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」の遵守を通じて、ご入居者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

施設は、要介護状態と認定された入所者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入所者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入所者の立場に立ってサービスを提供することにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することをめざすものとします。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(施設名称・所在地)

事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

(1) 名称 特別養護老人ホーム等々力の家

(2) 所在地 東京都世田谷区等々力8丁目26番16号

2. 利用定員

60名（介護老人福祉施設）

12名（短期入所生活介護）※特別養護老人ホームの空床利用あり

3. 職員の職種・員数および職務の内容

管理者（1名）：管理者は事業所の従業員の管理、業務実施状況の把握等施設の管理運営を一元的に行なう。

医師（非常勤1名）：医師は利用者の健康管理及び療養上の指導を行なう。

介護支援専門員（1名）：介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画を作成する。

生活相談員（1名）：生活相談員は、利用者及び家族の相談に応じるとともに、適切な施設サービスの提供を図るものとする。

介護職員（24名以上）：介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握しながら利用者の施設サービス計画に基づいた介護サービスを行なう。

看護職員（3名以上）：看護職員は、利用者等の健康チェック等を行なうことにより、利用者の健康状態の把握と、医師の指示による処置を行なう。

管理栄養士（1名）：栄養士は、利用者の心身の状況を把握しながら、栄養ケア計画書を作成し、栄養管理を行なう。

機能訓練指導員（1名）：機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為に必要な機能訓練等を行なう。

4 サービス利用料

(1) 介護老人福祉施設

●介護保険・食費・居住費など (1ヶ月30日あたり、概算) 基本料金1単位:10,90円

1ヶ月 (30日) あたりの介護保険単位数	1日当たりの介護福祉施設サービス費 (A)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
			589	659	732	802	871			
	1日あたりの加算 (B)		日常生活継続支援加算 36 単位 精神科医療養指導加算 5 単位 合計単 54 位				夜勤職員配置加算(Ⅰ) 13 単位			
			介護職員処遇改善加算(Ⅰ)/月 (A+B) × 30 日分 × 14%	2,701	2,995	3,302	3,595	3,885		
介護保険単位数合計			21,991	24,385	26,881	29,275	30,814			
月あたりの利用料自己負担分 ※単位数×10.9 円の額の負担割合分			1割	23,971 円	26,580 円	29,301 円	31,910 円	34,483 円		
			2割	47,941 円	53,160 円	58,601 円	63,820 円	68,965 円		
			3割	71,911 円	79,739 円	87,901 円	95,730 円	103,447 円		
				要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
月額利用	第4段階	食費 1,750 円	多床室	123,421 円	126,030 円	128,751 円	131,360 円	133,933 円		
		多床室 1,565 円	個室	146,221 円	148,830 円	151,551 円	154,160 円	156,733 円		
		個室 2,325 円								
	第3	食費 1,360 円	多床室	77,671 円	70,280 円	83,001 円	85,610 円	88,183 円		

料 金	1 割 負 担	段階 ②	多床室 430 円 個室 880 円	個室	91,171 円	93,780 円	96,501 円	99,110 円	101,572 円
		第 3 段階 ①	食費 650 円 多床室 430 円 個室 880 円	多床室	56,371 円	58,980 円	61,701 円	64,310 円	66,883 円
				個室	69,871 円	72,480 円	75,201 円	77,810 円	80,272 円
		第 2 段階	食費 390 円 多床室 430 円 個室 480 円	多床室	48,571 円	51,180 円	53,901 円	56,510 円	59,083 円
				個室	50,071 円	52,680 円	55,401 円	58,010 円	60,472 円
		第 1 段階	食費 300 円 多床室 0 円 個室 380 円	多床室	32,971 円	35,580 円	38,301 円	40,910 円	43,483 円
				個室	44,371 円	46,980 円	49,701 円	52,310 円	54,772 円
	2 割 負担	食費 1,750 円 多床室 1,565 円 個室 2,325 円	多床室	136,441 円	141,668 円	147,101 円	152,320 円	157,465 円	
			個室	159,241 円	164,460 円	169,901 円	175,120 円	178,475 円	
	3 割 負担	食費 1,750 円 多床室 1,565 円 個室 2,325 円	多床室	160,411 円	168,239 円	176,401 円	184,230 円	191,947 円	
			個室	183,211 円	191,039 円	199,201 円	207,030 円	212,062 円	

- ・世田谷区(1級地)の単価は1単位10.9円となり、単位数×単価の1割・2割又は3割が自己負担分となります。
- ・料金表の額は概算となり、端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。
- ・施設のサービスまたは人員体制等の変更により、算定する加算の変更および料金が増減する場合があります。

介護保険以外の料金

理美容費用	実費	ご希望により訪問理容サービスを実施した場合
レクリエーション費用	実費	個別のご希望で行ったレクリエーションにて費用がかかった場合
日常生活品	実費	生活品(ティッシュ・電池・歯ブラシ等)の購入費用
特別な食事	実費	ご希望による外注・外食・納涼祭などでの行事食費用、嗜好品
医療費	実費	病院受診・訪問歯科・訪問マッサージ等に伴う医療費自己負担分
事務管理費	1,000/月	ご希望により施設にて預かり金(通帳)等の管理を行った場合
その他	実費	ご希望により購入する健康維持等の為の栄養補助食品、施設備品以外の介護用品や機器、施設でご用意する以外の衛生材料など個人使用を希望して購入する全ての物

その他の加算・個別加算の料金(1割負担で表記)

看取り介護加算：ご逝去日以前 31～45 日	(I)(II)79 円/日	ガイドラインに沿った取り組みと意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援等
看取り介護加算：ご逝去日以前 4～30 日	(I)(II)157 円/日	(I)医師より看取り期の診断があり、本人・家族等へ説明・同意を得て看取り介護を提供した場合(II)上記に加えて看護師をより手厚く配置し実際に施設で看取った場合
看取り介護加算：ご逝去日前日・前々日	(I)742 円 (II)851 円/日	
看取り介護加算：ご逝去日	(I)1,396 円 (II)1,723 円	

療養食加算	7 円/食	医師の指示により療養食を提供した場合
口腔衛生管理加算	(I)99 円(II)120 円/月	(I)月 2 回以上専門的口腔ケアを行った場合等(II)(I)に加え必要な情報を国に提出し情報を活用した場合
経口維持加算	(I)436 円/月(II)109 円/月	(I)摂食障害等を有する方に歯科医等の指示で計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合(II) 協力歯科を定め食事観察や会議に医師等が加わった場合
初期加算	33 円/日	入所日から 30 日間、並びに 30 日以上の入院からの退院後 30 日間が加算対象
入院外泊時費用	269 円/日	入院・外泊中の入所者が対象、月 6 日が上限
再入所時栄養連携加算	218 円/回	入院中更に栄養管理が必要となり管理栄養士が連携して栄養管理を行った場合等
配置医師緊急時対応加算	早朝夜間 712 円深夜 1,417 円/回	配置医と協力病院医師が連携し、24 時間対応できる体制を確保している事等
褥瘡マネジメント加算	(I)4 円(II)15 円/月(III)11 円/3 月毎	褥瘡発生リスクについて入所時・定期的に評価し評価結果を提出した場合等
排せつ支援加算	(I)11 円(II)17 円(III)22 円 (IV)109 円/月	要介護状態軽減について入所時・定期的に評価し国に提出、支援計画の作成、状態改善が見られた場合等
栄養マネジメント強化加算	12 円/日	管理栄養士を 2 名配置、栄養ケア計画作成や必要な情報を国に提出し情報を活用した場合等
自立支援促進加算	327 円/月	医師が入所時の医学的評価を行い他職種で支援経過を策定し実施、医学的評価を国に提出した場合等
科学的介護推進体制加算	(I)44 円/月(II)55 円/月	(I)入所者ごとの ADL 値、栄養状態、心身の状態等の情報を国に提出した場合(II) 加えて疾病状況を提出
安全対策体制加算	22 円/入所時	外部研修を受けた担当者を配置する等、安全対策を実施する体制を整備した場合
経口移行加算	31 円/日	医師の指示に基づき経口への食事に移行する計画しケアに取り組んだ場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	218 円/日 7 日間迄	認知症の方が医師の判断で緊急に施設入所となった場合
在宅・入所相互利用加算	44 円/日	在宅期間と入所期間を定め、在宅ケアと連携し居室を利用している場合
認知症専門ケア加算	(I)4 円/日(II)5 円/日	(I)日常生活自立度Ⅲ50%以上、研修修了者の配置(II)更に研修修了者を配置、研修実施等

●居住費・食費の課税・所得等に応じた利用者負担の限度額別料金（1 日あたり）

課税状況、所得などに応じて、ご利用者の負担額が 4 段階に分かれています。

ご利用時、介護保険負担限度額認定証の施設へのご提示があった場合のみ適用されます。

	居住費		食費
	多床室	従来型個室	
第 4 段階	1,565 円	2,325 円	1,750 円
第 3 段階	370 円	820 円	650 円
第 2 段階	370 円	420 円	390 円
第 1 段階	0 円	320 円	300 円

（2）短期入所生活介護

●介護保険・食費・居住費（1 日あたり、概算） 基本料金 1 単位：11.10 円

《要介護 1～要介護 5》

1日あたりの介護保険単位	1日当たりの介護福祉施設サービス費 (A)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
			603	672	745	815	884		
加算分	1日あたりの加算 (B)		夜勤職員配置加算 (I) 13 単位 サービス提供体制加算 (III) 6 単位 計 19 单位						
	介護職員処遇改善加算 (II) (A+B) × 13.6%		81	90	99	108	117		
介護保険単位数合計			703	781	863	942	1,020		
日あたりの利用料自己負担分 ※単位数×11,1円の額の負担割合分			1割	767 円	852 円	941 円	1,028 円		
			2割	1,553 円	1,703 円	1,882 円	2,055 円		
			3割	2,299 円	2,554 円	2,823 円	3,082 円		
			10割	7,661 円	8,511 円	9,410 円	10,272 円		
			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
1割負担	第4段階	食費 1,750 円 多床室 1,565 円 個室 2,325 円	多床室	4,082 円	4,167 円	4,256 円	4,343 円		
			個室	4,842 円	4,927 円	5,016 円	5,103 円		
	第3段階②	食費 1,360 円 多床室 430 円 個室 880 円	多床室	2,557 円	2,642 円	2,731 円	2,818 円		
			個室	3,007 円	3,092 円	3,181 円	3,268 円		
	第3段階①	食費 1,000 円 多床室 430 円 個室 880 円	多床室	2,197 円	2,282 円	2,371 円	2,458 円		
			個室	2,647 円	2,732 円	2,821 冖	2,908 円		
日額利用料金	第2段階	食費 600 円 多床室 430 円 個室 480 円	多床室	1,797 円	1,882 円	1,971 円	2,058 円		
			個室	1,847 円	1,932 冮	2,021 円	2,108 冮		
	第1段階	食費 300 円 多床室 0 円 個室 380 冮	多床室	1,067 冮	1,152 冮	1,241 冮	1,328 冮		
			個室	1,447 冮	1,532 冮	1,621 冮	1,708 冮		
	食費 1,750 円 多床室 1,565 冮 個室 2,325 冮		多床室	4,848 冮	5,018 冮	5,197 冮	5,370 冮		
			個室	5,608 冮	5,778 冮	5,957 冮	6,130 冮		
3割	食費 1,750 冮 多床室 1,565 冮 個室 2,325 冮		多床室	5,614 冮	5,869 冮	6,138 冮	6,397 冮		
			個室	6,374 冮	6,629 冮	6,898 冮	7,157 冮		
10割	食費 1,750 冮 多床室 665 冮 個室 2,325 冮		多床室	10,976 冮	11,826 冮	12,725 冮	13,587 冮		
			個室	11,736 冮	12,586 冮	13,485 冮	14,347 冮		

《要支援1、要支援2》

1日あたりの介護保険単位数	1日当たりの介護福祉施設サービス費 (A)		要支援1	要支援2
			451	561
加算分	1日あたりの加算 (B)		サービス提供体制加算(Ⅲ) 6単位 計6単位	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (A+B) × 13.6%		62	77
介護保険単位数合計		519	644	
日あたりの利用料自己負担分 ※単位数×11.1円の額の負担割合分		1割	576円	714円
		2割	1,152円	1,428円
		3割	1,728円	2,142円
		10割	5,760円	7,140円
日額利用料金			要支援1	要支援2
	第4段階	食費 1,750円 多床室 1,565円 個室 2,325円	多床室	3,891円
			個室	4,651円
	第3段階②	食費 1,300円 多床室 430円 個室 880円	多床室	2,246円
			個室	2,696円
	第3段階①	食費 1,000円 多床室 430円 個室 880円	多床室	1,946円
			個室	2,396円
	第2段階	食費 600円 多床室 430円 個室 480円	多床室	1,546円
			個室	1,596円
	第1段階	食費 300円 多床室 0円 個室 380円	多床室	876円
			個室	1,196円
2割	食費 1,750円 多床室 1,565円 個室 2,325円		多床室	4,467円
			個室	5,227円
3割	食費 1,750円 多床室 1,565円 個室 2,325円		多床室	5,043円
			個室	5,803円
				5,457円
				6,217円

・料金表の額は概算となり、端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。

※短期入所生活介護、予防短期入所生活介護利用の第4段階の方の食費について、

【多床室／従来型個室 共通】1食当たりの費用

朝食 450円 昼食 640円 夕食 550円 おやつ 110円 1日合計 1,750円

※介護保険の負担割合は個々で異なります。介護保険負担割合証でご自身の負担割合をご確認下さい。

※施設加算は職員体制等により変わります。

※介護保険負担限度額認定証は、施設へご提示があった場合のみ適用されます。

●その他費用

理美容費用	実費	ご希望により訪問理美容サービスを実施した場合。 短期入所生活利用時は、訪問理美容券はご利用できません。
レクリエーション費用	実費	個別のご希望で行ったレクリエーションにて費用がかかった場合

その他、イベントや行事などの参加時に、実費がかかる場合があります。

5. 施設の利用に当たっての留意点

外出・・・身体の状況を考慮の上、極力対応いたしますが、所定の用紙に必要事項を明記の上、届を提出していただきます。

外泊・・・外出と同様、所定の用紙に必要事項を明記の上、届を提出していただきます。

飲酒・・・医師の許可を得てから、希望があれば、一定時間内に食堂内で飲むことができます。

タバコ・・・敷地内全面禁煙となっています。居室内での喫煙は防災上、固くお断りいたします。

宗教活動・・・個人の信仰は自由ですが、共同生活において、他の人の迷惑（勧誘等）にならないようにお願いいたします。

6. 協力医療機関

●協力病院

病院名	住所
駒沢病院	世田谷区駒沢 2-2-15

●協力歯科

歯科医院名	住所
パトリアデンタルクリニック	品川区八潮5丁目5-3 八潮ショッピングセンターਪ トリア2F

7. 身体拘束等への対応

当施設は、原則、身体拘束はおこないません。緊急やむを得ず、一時的に拘束が必要になった場合は、ご家族に承諾書を交わした後の実施としております。

緊急やむを得ず、利用者の安全性を重視し、事故等が発生する危険性が高い場合でも、一時的な対応とし、状況を観察しながら、また多職種連携のもと拘束を廃止するよう努めます。

身体拘束廃止委員会を設け、身体拘束廃止のための指針を定め、研修を開催するなど職員への教育も実施しており、「身体拘束ゼロ」への取り組みを積極的に行ってています。

8. 褥瘡ケア・予防等への取り組み

当施設は、入所者の方全員を対象として、褥瘡の発生と関連のあるリスクの把握に努め、個別に褥瘡ケア計画書を立案し、日常的なケアにおいて、褥瘡のケア及び予防対策を実施します。

また、褥瘡委員会を設けて、多職種で参画し、褥瘡ケア・予防のための指針を定め、研修を開催、マニュアルを作成・設置するなど職員への教育も実施します。

9. 高齢者等虐待予防の取り組み

当施設は、高齢者虐待防止指針を定め、施設が一丸となって利用者に対する高齢者虐待を防止に取り組み、利用者の人権および尊厳を守ります。

虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待、又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発防止策を講じると共に区へ報告する。

10. 事故発生防止及び事故発生時の対応について

当施設は、事故発生防止及び事故発生時対応指針を定め、利用者の安全や安心の確保に努めます。そのために、安全体制管理者とリスクマネジメント委員会を設置し、多職種協働によるアセスメントを実施の上、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。また、定期的に研修を開催し、事故の予防、また事故発生時の対応について、職員の教育も実施します。

11. 緊急時等における対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

12. 感染症対策

施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて隨時見

直すこと。

- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3か月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底するものとする。

13. 苦情・相談受付窓口

解決責任者 : 施設長 多和田 真吾

担当窓口 : 支援課 生活相談員

個人情報については、厳重に管理し、ご利用者・ご家族等同意のもと、情報は適切に使用致します。

14. 防火・防災管理

防火管理責任者：施設長 多和田 真吾

15. 災害時における避難場所

住所 : 〒158-8566 世田谷区深沢5-38-1

避難場所 : 都立園芸高等学校

当施設は、世田谷区との協定で、福祉避難所と位置づけられています。

【令和6年10月1日】